

○西東京市文化財保護条例施行規則

平成13年 1 月 21 日 教委規則第28号

改正

平成17年 4 月 1 日 教委規則第 6 号

西東京市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西東京市文化財保護条例（平成13年西東京市条例第79号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定同意書、登録同意書)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項の規定による同意及び同第●条の規定による同意は、様式第 1 号による指定同意書を速やかに西東京市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、行わなければなら

(指定及び解除並びに登録及び抹消の通知)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定による指定の通知及び同第●条の規定による登録の通知は、次に掲げる事項を記載した書類を管理者に交付して行うものとする。

- (1) 種別及び名称
- (2) 員数
- (3) 管理者の氏名
- (4) 指定年月日
- (5) その他必要な事項

2 条例第 7 条第 2 項の規定による指定の解除の通知及び同第●条の規定による登録の抹消の通知は、次に掲げる事項を記載した書類を管理者に交付して行うものとする。

- (1) 種別及び名称
- (2) 員数
- (3) 管理者の氏名
- (4) 指定年月日
- (5) 解除の理由
- (6) その他必要な事項

(指定書、登録書の様式)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の規定により交付する指定書及び同第●条の規定により交付する登録書は、様式第 2 号から様式第 4 号によるものとする。

2 条例第●条の規定により交付する登録書は、様式第●号によるものとする。

(指定書の書換え)

第 5 条 条例第13条第 3 号の規定による届出又は条例第14条第 1 号の規定による許可申請をするときは、指定書の書換えを受けなければならない。

(指定書、登録書の再交付)

第 6 条 市指定文化財の管理者が指定書を紛失し、若しくは亡失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、指定書再交付申請書（様式第 5 号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

2 市登録文化財の管理者が指定書を紛失し、若しくは亡失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の報告または条例第●条の規定による報告を受けたときは、登録書を再交付しなければならない。

(台帳)

第 7 条 委員会は、指定または登録の分類ごとに市指定の有形文化財の台帳、市指定の無形文化財の台帳、市指定の有形民俗文化財の台帳、市指定の史跡の台帳、市指定の旧跡の台帳及び市指定の記念物の台帳を備えるものとする。

(写真及び実測図)

第8条 委員会は、市指定文化財及び市登録文化財の写真を備えるものとする。

2 委員会は、市指定の有形文化財のうちの建造物、市指定の有形民俗文化財のうちの建造物、市指定の史跡、市指定の旧跡及び市指定の記念物のうちの特異な地質学的形態について、実測図を備え、かつその写しを管理者に交付するものとする。

(地積図)

第9条 委員会は、条例第8条の規定による保存地域を定めたときは、その地積図を備え、かつその写しを管理者に交付するものとする。

(保存地域内の制限等)

第10条 条例第8条に規定する「一定の行為」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 保存地域内の市文化財及びその附属物を汚損し、又は破壊すること。
- (2) 保存地域内で市文化財の現状維持に影響を及ぼす行為をすること。
- (3) 所有者等又は管理責任者の許可を受けないで囲さくの中に入ること。

(保存施設)

第11条 条例第9条の「保存施設」とは、標識、説明板、注意札及び境界標をいう。

2 標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 市文化財の種別及び名称
- (2) 指定年月日
- (3) 建設年月日
- (4) その他必要な事項

3 説明板には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 市文化財の種別及び名称
- (2) 説明事項及び指定の理由
- (3) 建設年月日
- (4) その他必要な事項

4 注意札には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 市文化財の保存に必要な事項
- (2) 建設年月日
- (3) その他必要な事項

5 境界標には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定地域又は保存地域の境界を示す方向線
- (2) その他必要な事項

(保存施設の管理)

第12条 条例第9条の規定により保存施設の管理をする管理者は、保存施設が破損又は汚損したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

2 前項の管理者は、標識、説明板又は注意札の位置を移動しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(管理責任者選任等の届出)

第13条 条例第11条第3項の規定による管理責任者の選任、変更又は解任の届出は、様式第6号によるものとする。

(条例第13条の届)

第14条 条例第13条第1号から第4号までの規定による届出は、様式第7号から様式第10号までによるものとする。

(市文化財の公開)

第15条 管理者が、市指定文化財または市登録文化財を自ら公開しようとするときは、公開しようとする日の20日前までに西東京市文化財公開通知書(様式第11号)を委員会に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する公開を終了したときは、西東京市文化財公開終了報告書(様式第12号)を速やかに委員会に提出しなければならない。

(条例第14条の許可申請)

第16条 管理者は、条例第14条第1号の規定による市文化財の現状の変更をしようとするときは、現

状の変更をしようとする日の20日前までに次に掲げる書類等を添えて西東京市文化財現状変更許可申請書（様式第13号）を委員会に提出しなければならない。ただし、埋蔵文化財調査のため市指定の史跡、市指定の旧跡又は市指定の保存地域内の土地の発掘を必要とする現状の変更をしようとするときは、現状の変更をしようとする日の40日前までに埋蔵文化財発掘許可申請書（様式第14号）を委員会に提出しなければならない。

- (1) 現状の変更の設計仕様書及び設計図
 - (2) 現状の変更に必要な経費の予算書
 - (3) 現状の変更をしようとする箇所の写真又は見取図
 - (4) 申請者が占有者の場合は、所有者の承諾書
- 2 管理者は、条例第14条第2号の規定により市文化財の所在地を変更しようとするときは、所在地の変更をしようとする日の10日前までに西東京市文化財所在地変更許可申請書（様式15号）を委員会に提出しなければならない。
- 3 管理者は、前2項に規定する申請書及び添付書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ委員会にその理由を付して申し出なければならない。
- 4 管理者は、現状及び所在地の変更を完了したときは次に掲げる書類等を添えて、速やかに委員会に報告しなければならない。
- (1) 施工の概要書
 - (2) 経費の精算書
 - (3) 現状及び所在地変更の結果を示す写真又は見取図
(経費補助の申請)

第17条 管理者は、条例第15条第1項ただし書の規定に基づく経費の補助を受けようとするときは、経費補助申請書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

- (1) 管理等の設計仕様書及び予算書
 - (2) 管理等に必要な経費の予算書
 - (3) 管理等をしようとする箇所の写真又は見取図
 - (4) 届出者が占有者の場合は、所有者の承諾書
 - (5) 管理者の過去3年間の収支決算書
- 2 管理者は、前項の書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ委員会にその理由を付して申し出なければならない。
- 3 管理者は、管理等を完了したときは次に掲げる書類等を添えて、速やかに委員会に報告しなければならない。
- (1) 施工の概要書
 - (2) 経費の精算書
 - (3) 管理等の結果を示す写真又は見取図
(耐用年数)

第18条 条例第16条第1項の「当該補助金」とは、補助金の額をその市文化財につき委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、その耐用年数から管理等を行った日から有償譲渡の日までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額をいう。

- 2 前項に規定する耐用年数は、木造については10年、石造、コンクリート造又は金属製のものについては30年、その他のものについては20年とする。
- 3 条例第16条に基づく納付金の算出例は、次のとおりである。
- 補助金を10万円交付し、耐用年数が10年で自己支出3万円を費やし、有償譲渡する場合
補助金10万円÷耐用年数10年＝一年当たり1万円
耐用年数10年－管理年数5年＝残余年数5年（5万円）
残余年数5万円－自己支出3万円＝納付金2万円
(公開に必要な経費)

第19条 条例第17条第3項~~の~~規定による経費負担の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 荷造費及び運送費
- (2) 施設及び設備に必要な経費並びに警備費

(3) 委員会が必要と認めてその市文化財に保険を付するときは、その保険料
(損害賠償の請求)

第20条 条例第17条第5項の規定により損害の補償を受けようとする者（以下「請求者」という。）
は、次に掲げる事項を記載した書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 種別及び名称
- (2) 記号及び番号
- (3) 員数
- (4) 補償金を受けようとする理由
- (5) 希望する補償金の額及びその算出根拠
- (6) その他参考となる事項

2 前項の場合において損害保険が付されているときは、その保険契約を証する書類を提出しなければならない。

(補償の決定)

第21条 委員会は、前条の規定による書類の提出があったときは、審査の上、補償を行うか否かを速やかに決定しなければならない。

2 委員会は、補償を行うことを決定したときは、補償金の額、支払いの方法及び時期その他必要な事項を請求者に通知しなければならない。

3 委員会は、補償を行うことを決定したときは、理由を付してその旨を請求者に通知しなければならない。

(補償額決定の基準)

第22条 補償額の決定は、次に掲げる額を基準として行うものとする。

- (1) 市文化財が滅失したときは、その市文化財の時価に相当する額
- (2) 市文化財がき損したときは、その市文化財のき損箇所の修理のために必要と認められる経費に、その市文化財のき損前の時価と修理後の時価との差額を合計した額に相当する額

(記録の作成等)

第23条 条例第19条の「記録」とは、写真実測図、地積図、実物見本、工程見本、聞書、文書記録、映画フィルム、幻灯スライド、録音テープ、録音盤等をいう。

第●条 条例第●条の規定による市登録文化財に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしたときの届出は、現状変更等報告書（様式第●号）によるものとし、次に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。

- (1) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図
- (2) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をした箇所の写真又は見取図
- (3) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をした者が、所有者以外の者であるときは、所有者の現状変更等についての承諾書
- (4) 管理責任者が選任されている場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をした者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の現状変更等についての承諾書

(土地の所在等の変更届)

第●条 条例第●条第●号の規定による市登録史跡名勝天然記念物の登録地域内の土地の所在、地番、地目又は地積の変更に係る届出は、土地の所在等の変更届（様式第●号）によるものとし、当該地番、地目又は地積の変更が土地の分筆等によるときは、当該土地に係る土地台帳の謄本及び登記所に備えられた地図の写本をこれに添付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前までに、田無市文化財保護条例施行規則（昭和52年田無市教育委員会規則第2号）又は保谷市文化財保護条例施行規則（昭和48年保谷市教育委員会規則第1号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年4月1日教委規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に使用している様式については、用紙の残存する限り所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附 則 (令和●年●月●日教委規則第●号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に使用している様式については、用紙の残存する限り所要の修正を加えて、なお使用することができる。